

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（7万円/1世帯）のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するには、手続きが不要な場合と必要な場合がありますので、下記及び裏面をご確認ください。
- 基準日（令和5年12月1日）時点において芦屋市に住民登録のある方が対象です。
- 前回（給付額3万円）と違い、世帯の全員が令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている場合は受給できません。
(注) 扶養を受けているかわからないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
- 他の自治体において当該給付金と同一の目的で実施する7万円等の支給決定を受けている場合は受給できません。

支給額

1世帯あたり
7万円

給付金の支給時期

- 手続きが不要な世帯は、**1月下旬**に支給します。
- 手続きが必要な世帯は、市が必要書類を**受理した日から1カ月以内**が目安です。

支給対象と手続きの有無

※DV等避難中の方でも、一定の要件を満たせば、現在のお住まいの市区町村から受給できる場合がありますので、ご相談ください。

対象世帯へ

①通知書②確認書③申請書 のいずれかを12月下旬から順次発送予定
(令和5年1月2日以降に転入された方を含む世帯は1月中旬に発送予定)

①通知書（支給決定通知書）を郵送する世帯

→ 手続きが不要です

※通知書の内容をご確認ください。振込口座等に変更がある場合や受け取りを辞退する場合は、手続きが必要です。

②確認書または③申請書を郵送する世帯

→ 手続きが必要です

※手続き後、審査が終わり次第、指定の口座に振り込みます。

詳しくは裏面へ

申請期間

令和5年12月下旬（書類到着後）～令和6年3月29日（金）

給付金の支給手続き

①通知書（支給決定通知書）の送付対象世帯

世帯の全ての方が住民税の申告をされており、市に口座情報の登録がある場合

- 中身を確認して、**受給要件・振込口座などに誤り等が無ければ
手続不要です。（1月下旬に支給）**
- 通知書の記載事項を変更したい場合や受給を辞退する場合は、**1月11日（木）までに 手続きをしてください。**（手続き方法は通知書及び同封の案内をご確認ください）

【確認事項】

- ・記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ・住民税が課される所得がある場合、申告を済ませているか
- ・世帯の全員が令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないか
- ・他の自治体において当該給付金と同一の目的で実施する7万円等の支給決定を受けていないか

②確認書③申請書の送付対象世帯

住民税の申告がない場合や、転入等により市に口座情報の登録がない場合など

- **手続きが必要**ですので、確認書又は申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に郵送等でご提出ください。



※①～③共通

修正申告等で住民税が課税から非課税となり、かつ受給要件を全て満たすにもかかわらず書類が届かない場合は、下記のコールセンターまでご連絡ください。



住民税非課税世帯に対する給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに県・市や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

芦屋市価格高騰重点支援給付金コールセンター

0797-38-2053



受付時間：9:00～17:00（平日）※年末年始（12月29日～1月3日）を除く
窓口：市役所東館3階特設窓口 担当：芦屋市臨時給付金等担当（地域福祉課）